

宮城民医連医学生奨学金貸与規程

第1条 (目的)

この奨学金規程は、民医連綱領を認め、患者・地域住民の立場に立つ医療をめざす医学生を対象に、その学業を援助し、地域医療の担い手および民医連医療の後継者育成を目的とする。

第2条 (手続き)

奨学金の貸与を希望する医学生は、願書(別途様式)に連帯保証人連署の上、在学証明書並びに健康診断書を添え提出しなければならない。なお、特別奨学金の貸与を希望する者の連帯保証人は2名とし、うち1名は生計を一としない者(要印鑑証明)とする。

第3条 (決定)

奨学金貸与の決定は人物考査の上、宮城民医連の医学生委員会が発議し、医師部の承認を経て理事会がこれを行う。奨学金の貸与は原則として遡及しない。

第4条 (貸与額)

奨学金は下記の基準により毎月貸与する。

医学生	一般奨学金	月額 12 万円
	特別奨学金	月額 8 万円

(一般奨学金に特別奨学金を上乗せし、月額 20 万円を貸与することができる。)

第5条 (奨学金貸与期間の延長)

留年等の理由で貸与期間の延長を希望する場合は、その事由の生じたときに再度願書を提出し、採用と同様に宮城民医連の医学生委員会の発議で、医師部の承認の後、理事会の承認を得なければならない。

第6条 (努力義務)

奨学生は勉学に励み、民医連事業所での実習、奨学生会議や民医連主催の各種行事などに参加し、民医連の医療活動を実践的に学び理解するように努める。

第7条 (貸与の停止)

次の各号に該当するときは、即時貸与を停止する。

- 1、学業継続の見込みがないとき
- 2、貸与を必要としなくなったとき
- 3、規程に反する事項が生じたとき

第8条 (返済)

- 1、奨学金貸与期間(貸与総額を基準月額で割った月数)を宮城民医連の事業所で医師として勤務すれば返済を免除することができる。
但し、特別奨学金の場合は、特別奨学金の貸与を受けた1.5倍の期間の勤務により返済を免除することができる。
- 2、宮城民医連の事業所で医師として勤務した期間が奨学金貸与期間に満たない場合は、その残期間に相当する貸与金額を一括または分割で返済しなければならない。返済する場合は原則として利子相当額を加えて返済とする。(民事法定利率5%)。
- 3、医師資格が取得できなかった場合は、貸与額を即時返済しなければならない。

附則

- 1、学業の援助の上で、奨学金貸与規程第4条を超える貸与が必要と認められる場合は、宮城民医連加盟法人の勉学資金貸付制度を紹介、または推薦することができる。
- 2、奨学生願書等の関係書類については、原本を宮城民医連事務局が保管し、その写しを申込学生および連帯保証人が保管する。

この規定は2010年4月1日より実施する。

以上